

岐阜県内におけるソーシャルワーク実習施設に関する調査研究

後藤 康文¹ 山田 武司²
高木 博史³

はじめに

- I. 調査の背景と目的
 - II. 調査対象施設の選定
 - III. 調査の概要
 - IV. 調査結果(単純集計)
 - V. 考察
- おわりに
参考資料(調査紙)

はじめに

1987年にソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士制度が創設され約35年を経過した。この間、2度に渡り大幅な養成カリキュラム変更がなされてきたが、実習指導者について、3年以上の実務経験を有し、厚生労働大臣が定める基準を満たした講習を(一部経過措置有り)受講した者でなければならないことになったことは、社会福祉士養成の現場にも大きな影響を与えることになった。人材養成の場においては、実習先の確保をめぐり要件を満たす実習指導者を作業が必要となり、従来、実習施設として学生を送り込んでいた施設や機関での実習が困難になることもあった。一方で、実習の受け入れをする側にとっても、人材育成・人材確保などの一環として行っていた実習受け入れが、実習指導者の要件を満たす者がいないといった理由で、受け入れが困難になるといったケースも生じている。

本稿では、こうした状況の中で、実習生を送り出す養成施設側と受け入れる側の思惑が必ずしも一致していないことになってきている現状を踏まえ、岐阜県内における社会福祉関連の施

設・機関等にソーシャルワーク実習の受け入れに関するアンケート調査を行い、その現状と今後の方向性について問題提起を試みたい。

I 調査の背景と目的

社会福祉士は、この名称を用いて、専門的知識及び技術をもって社会福祉に関する相談援助を行うことを業とする名称独占の国家資格である。

社会福祉士の養成カリキュラムでは、従来から実習が課せられ、実習生の受け入れは地域に存在する福祉施設等が担ってきた。本学の社会福祉士養成教育においても、実習は岐阜県に所在する福祉施設等を中心に取り組みされてきた。福祉施設等にとって実習生の受け入れは義務ではないことから、受け入れる福祉施設等は、社会福祉士養成教育に理解的・肯定的な施設といえるだろう。

養成教育に実習を位置付けた社会福祉士制度は1988(昭和63)年から施行されている。2019(令和元)年のカリキュラム改正で「養成カリキュラムの内容の充実」「実習及び演習の充実」「実習施設の範囲の見直し」がはかれることになった。「地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態を学ぶことが出来るよう」カリキュラムを見直し、より「実践能力を有する社会福祉士を養成する」ため、講義-演習-実習の好循環を養成教育全体の中で構築することを目指したのである。

¹ 岐阜協立大学経済学部准教授

² 同上 教授

³ 同上 教授

改正カリキュラムは2021（令和3）年度から施行され、実習は「機能の異なる機関・事業所の2カ所以上」の施設でおこなうこととなり、実習生は一つの施設で180時間以上、別の施設で60時間以上、最低240時間の現場体験学習に取り組むことになった。

実習生を受け入れる福祉施設等には「ソーシャルワーク実習指導者」（以下、実習指導者）が職員として存在していることを要件づけられている。実習指導者とは「社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって」かつ「ソーシャルワーク実習指導者講習会」（以下、実習講習会）の課程を修了した者である^{注1)}。実習指導者を養成する講習会は、おもに都道府県社会福祉士会の主催で開講されている。

改正カリキュラムで示された「機能の異なる機関・事業所の2カ所以上」で取り組む実習は、実習教育について理解的・肯定的な福祉施設をより多く求めることになり、そこには、実習指導者である職員が勤務していなければならない。

これに関し、東海三県の社会福祉士会ホームページを検索する限り、実習指導者が所属する福祉施設リストといったものは公表されていない(2021.10.17検索)。そのため、岐阜県内福祉施設等における社会福祉士・実習指導者の有無や、福祉施設における実習生の受け入れ意向などについて、改めて把握する必要が生じた。

本調査は、岐阜県下における福祉施設等に対し、実習生受け入れと実習教育に関する意識・実態を調査することで、本学における社会福祉士養成教育の基礎資料とするために実施した。

なお、この調査研究は、「社会福祉士実習機関における実習生受け入れに関する考察」をテーマに2021年度「岐阜協立大学地域創生研究所共同研究プロジェクト」の助成を受け実施したものである。

II 調査対象施設の選定

実習施設の範囲は広く、高齢者分野で40種

の施設（介護保険法や老人福祉法等に基づく施設）、障害福祉分野で29種（障害者総合支援法、身体・知的・精神の各福祉法や障害者雇用促進法などに基づく施設。公共職業安定所を含む）、児童・家庭分野で30種（児童福祉法などに基づく施設）、母子・父子分野で5種（母子父子福祉法などに基づく施設）、児童・若者分野で2種、生活困窮分野で12種（生活保護法や生活困窮者自立支援法などに基づく施設）、司法分野では8種（裁判所法や更生保護事業法などに基づく施設）、その他の分野で16種（医療法や社会福祉法、売春防止法などに基づく施設。独立型社会福祉士事務所を含む）がある^{注2)}。

これらの施設の中には、異なる根拠法令による複数の施設種別を一体的に事業展開しているところも多く^{注3)}、すべてを調査対象とすることは現実的ではない。

そのため、調査対象施設について次の視点から絞り込むこととした。

- ・各施設の職員配置を規定する法令に社会福祉士があげられている事業所等を調査対象とする（すべての施設に社会福祉士の配置義務があるわけではない。そのため、多くの回答を得るため、社会福祉士の配置が推奨されている施設等を含めた）。
- ・ソーシャルワークを主業務としない福祉サービスや介護サービスの提供事業所には社会福祉士資格者がおおむね少ないことから調査対象としない。
- ・今後の実習生受け入れを依頼する可能性が高い岐阜県内の施設を対象とする。

抽出した施設種別・調査対象数（以下「調査対象機関」）は、「表1 調査対象とした施設種別・対象数（調査対象機関）」のとおりである。

表1 調査対象とした施設種別・対象数（調査対象機関）

実習分野	施設種別	対象数	抽出期日
高齢者福祉	地域包括支援センター	97	2020年 4月1日現在
	特別養護老人ホーム	189	2020年 12月1日現在
障害福祉	一般・特定・障害児相談支援事業所	173	2020年 12月1日現在
	障害者相談所 (精神、発達障害を含む)	4	2021年 1月21日現在

児童福祉	児童相談所	5	2021年 1月21日現在
	児童養護施設	9	
	障害児入所施設	3	
	児童発達支援センター	7	
	その他の児童福祉施設(保育所除く)	6	
医療	病院	86	2020年 10月1日現在
その他	福祉事務所(県事務所を含む)	26	2021年 2月1日現在
	社会福祉協議会(県社会福祉協議会を含む)	43	2021年 2月1日現在
計		648	
(注) 調査対象機関の個別の名称・所在地等については、次の資料を参考にした。			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター：岐阜県『令和2年度地域包括支援センター一覧』 (https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/102196.pdf) ・特別養護老人ホーム：『岐阜県特別養護老人ホーム一覧』 (https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/221159.pdf) ・一般・特定・障害児相談支援事業所：岐阜県『指定障害福祉サービス事業所等一覧表』(Excelファイル) (https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26315.html) ・障害者相談所：岐阜県ホームページ (https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2373.html). https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4042.html. https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6773.html. https://www.pref.gifu.lg.jp/page/20822.html.) ・児童相談所：岐阜県ホームページ。 (https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3892.html.) ・病院：岐阜県『病院施設一覧』(Excelファイル) (https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1668.html) ・福祉事務所：岐阜県ホームページ (https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6503.html) ・社会福祉協議会：岐阜県社会福祉協議会ホームページ (https://www.winc.or.jp/shicyoson/index.html) 			

たものである。「岐阜エリア」は岐阜市・羽島市・各務原市・羽島郡(岐南町・笠松町)・本巣郡(北方町)・山県市・瑞穂市・本巣市、「西濃エリア」は大垣市・海津市・養老郡(養老町)・不破郡(垂井町・関ヶ原町)・安八郡(神戸町・輪之内町・安八町)・揖斐郡(揖斐川町・大野町・池田町)、「中濃エリア」は関市・美濃市・郡上市・美濃加茂市・可児市・加茂郡(坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村)・可児郡(御嵩町)、「東濃エリア」は多治見市・瑞浪市・土岐市・中津川市・恵那市、「飛騨エリア」は下呂市・高山市・大野郡(白川村)・飛騨市である。

表3 回答施設の所在圏域 (n=340)

所在圏域	回答票数	計に対する比率
岐阜エリア	122	35.88%
西濃エリア	66	19.41%
東濃エリア	81	23.82%
中農エリア	39	11.47%
飛騨エリア	29	8.53%
無回答	3	0.88%
計	340	100.00%

回答施設の種別は「表4 回答施設の種別」とおりである。

III 調査の概要

調査は、郵送法により自記式質問紙を配布した。回答記入は実習生受け入れに関し、一定の職務権限を有する施設長や管理者等に依頼した。調査期間は2021(令和3)年10月から11月である。

調査結果の概要は「表2 調査票の回収数・回収率」とおりである。

表2 調査票の回収数・回収率

調査期間	調査対象	配布数	回収数	回収率
2021年 10月～11月	648	648	340	52.47%

回収施設の所在圏域は「表3 回答施設の所在圏域」とおりである。

なお、施設の所在圏域に関し、岐阜県内を5つのエリアに分類したが、これは行政圏域に沿っ

表4 回答施設の種別 (n=340)

実習分野	施設種別	回答票数	分野計	計に対する比率	
高齢	地域包括支援センター	56	145	16.47%	32.95%
	特別養護老人ホーム	89		26.18%	
障害	一般・特定・障害児相談支援事業所	69	78	20.29%	22.94%
	障害者相談所(精神・発達障害含む)	9		2.65%	
児童	児童相談所	6	27	1.76%	7.93%
	児童養護施設	8		2.35%	
	障害児入所施設	3		0.88%	
	児童発達支援センター	10		2.94%	
	その他の児童福祉施設	0		0.00%	
医療	病院		33		9.71%
地域	福祉事務所	15	42	4.41%	12.35%
	社会福祉協議会	27		7.94%	
その他			14		4.12%
	無回答		1		0.29%
	計		340		100.00%

IV 調査結果（単純集計）

1 社会福祉士資格所持者の有無と人数

福祉施設における社会福祉士の在職状況を把握するための設問である。回答施設で、社会福祉士資格を所持する者が存在するのは、「表5 回答施設における在職社会福祉士の有無」のとおりである。

およそ8割の福祉施設に社会福祉士資格を有する職員が在職している。

表5 回答施設における在職社会福祉士の有無 (n=340)

	回答数	回答率
いる	267	78.53%
いない	70	20.59%
無回答	3	0.88%
計	340	100.00%

2 新規採用における資格の重視

福祉施設が職員を新規採用する際、社会福祉士資格の所持に関する重視傾向について4件法により尋ねたものである。

その結果は「表6 新規採用における社会福祉士資格の有無」のとおりである。

資格所持を「重視する」のは52.65% (179施設)、「重視しない」のは21.15% (26施設)である。

表6 新規採用における社会福祉士資格の有無 (n=340)

	回答数	回答率
とても重視	63	18.53%
どちらかといえば重視	116	34.12%
あまり重視しない	63	18.53%
全く重視しない	9	2.65%
わからない	17	5.00%
無回答	72	21.18%
計	340	100.00%

3 「社会福祉士実習指導者講習会」を修了した社会福祉士の状況

実習生の受け入れ要件である「社会福祉士実習講習会」を修了した「実習指導者」の存在について尋ねた。

その結果は「表7 相談援助実習指導者の有

無」のとおりである。

在職職員の全員または一部が実習指導者である施設は44.36% (118施設)、実習指導者が存在していないのは55.64% (148施設)である。

表7 相談援助実習指導者の状況 (n=266)

	回答数	回答率
相談援助業務経験3年以上の職員の全員が修了している	26	9.77%
相談援助業務経験3年以上の職員の一部が修了している	92	34.59%
相談援助業務経験3年以上の職員全員が修了していない	99	37.22%
相談援助業務経験3年以上の職員は存在しない	49	18.42%
計	266	100.00%

4 「社会福祉士実習指導者講習会」の受講勧奨

職員である社会福祉士に「社会福祉士実習指導者講習会」の受講を勧めたいか否かについて4件法により尋ねた。また「勧めたくない」場合の理由について自由記入で回答を求めた。

その結果は「表8 社会福祉士実習指導者講習会受講の勧奨」のとおりであった。

職員に受講を「勧めたい」とするのは57.76% (134施設)、「勧めたくない」のは18.97% (44施設)である。

表8 社会福祉士実習指導者講習会受講の勧奨 (n=232)

	回答数	回答率
積極的に勧めたい	37	15.95%
どちらかと言えば勧めたい	97	41.81%
あまり勧めたくない	38	16.38%
まったく勧めたくない	6	2.59%
わからない	54	23.28%
計	232	100.00%

「受講を勧めたくない」理由として、次の回答（自由記述）が示された（類似の回答を集約）。

- ・すでに修了者がいる。
- ・現場指導の職員として適任ではないため。
- ・講習会を受講させる人的余裕がない。
- ・講習会を受講させる時間的余裕がない。
- ・講習会を受講させる必要性がない（少ない）。
- ・仕事とは関係がない。
- ・社会福祉士が他の業務に従事している。
- ・実習生を受け入れる余裕がない。
- ・業務が多忙である。
- ・実習生を受け入れていない。
- ・社会福祉士である職員が短時間勤務である。
- ・他の資格に係る実習を優先する。
- ・（同一法人などの）他部署に有資格者がいるため（当該施設では勧める必要がない）。
- ・（個別の）各所属（部署）で判断すべきことではない。
- ・職員のレベルアップのため受講勧奨したいが、組織として（実習生を）受け入れる体制になっていない。

5 「社会福祉士実習指導者講習会」受講勸奨の検討事項

職員である社会福祉士に「社会福祉士実習指導者講習会」の受講を勧める際に検討する事項について、いくつかの選択肢から3つまで複数回答を求めた。また選択肢の「その他」と回答した場合に自由記述による回答を求めた。

その結果は「表9 社会福祉士実習指導者講習会受講勸奨の検討事項」とおりである。

回答率が高い上位3位までをみると「講習会の日程」(80.65%、150施設)、「会場までの距離」(61.83%、115施設)、「受講料の額」(54.84%、102施設)の順である。

表9 社会福祉士実習指導者講習会受講勸奨の検討事項 (n=186、3つまで回答)

	回答数	回答率
受講料の額	102	54.84%
会場までの距離	115	61.83%
講習会の日程	150	80.65%
講習会の主催組織	15	8.06%
講習会のプログラム	54	29.03%
使用するテキスト	7	3.76%
講師の顔ぶれ	5	2.69%
その他	14	7.53%
	186施設	100%にならない

「その他」として次の回答(自由記述)が示された(類似的な回答を集約)。
 ・勤務時間との兼ね合い(休みがなくなる、など)。
 ・業務の都合。
 ・(受講を)職務とするか否か。
 ・受講のための時間を確保できない(確保が難しい)。
 ・(該当する社会福祉士の)勤務年数やキャリア(との兼ね合い)。
 ・(研修会受講対象の)職員が指導者として適切性。
 ・実習指導できる職員が(実習生受入れとは関連の薄い)他部署に異動する可能性がある。
 ・オンラインでの開催(ができると良い)。
 ・該当職員にさらに経験を積ませること。

6 実習生の受け入れ意向

実習生の受け入れに関する意向について4件法により尋ねた。また「受入れたくない」場合の理由について自由記述で回答を求めた。

その結果は「表10 実習生の受け入れ意向」とおりである。

「受入れたい」とするのは65.16%(114施設)、「受入れたくない」とするのは19.46%(43施設)であった。

表10 実習生の受け入れ意向 (n=221)

	回答数	回答率
積極的に受け入れたい	63	28.51%
どちらかと言えば受け入れたい	81	36.65%
あまり受け入れたくない	32	14.48%
まったく受け入れたくない	11	4.98%
わからない	34	15.38%
計	221	100.00%

「受け入れたくない」理由として、次の回答(自由記述)が示された(類似的な回答を集約し、いくつかに分類)。

- 実習生指導の人員体制に関する回答
 - ・実習指導者が在職していない、少ない。
 - ・(職員の)異動や担当業務の変更などにより、指導できる職員の確保が難しい。
 - ・受け入れたいが指導できる社会福祉士が在職していない(経験年数が満たない)。
 - ・実習生受入れの必要性は充分認識しているが、実習生を受け持つ人材を確保できない現状がある。
 - ・職員数の減少に伴い実習生指導の時間確保が難しい。
 - ・そもそもマンパワーが不足している。
- 通常業務に関する回答
 - ・指導できる職員が管理者などで多忙である。
 - ・経験の薄いワーカーの指導で手一杯である。
 - ・業務が多忙である(人員や時間に余裕がない)。
- 利用者個人の情報保護に関する回答
 - ・利用者の個人情報に懸念がある。
 - ・利用者の個人情報を実習生にどこまで開示してよいか、判断が難しい。
 - ・(実習生受入れは)利用者への配慮が難しい。
 - ・金銭的な問題を抱える利用者が多く(実習生という)第三者の立会は好ましくない。
- 新型コロナウイルス(COVID-19)に関する回答
 - ・コロナ禍により予定(計画)どおりの実習指導が困難である。
 - ・部外者の立ち入りは感染拡大の恐れがある。
 - ・感染が終息しないと受入れは難しい。
- 実習指導のあり方に関する回答
 - ・実習期間(日数や時間数)が長い。
 - ・実習生を指導するメニューが未整備である。
- その他の回答
 - ・社会福祉士でなければ行えない業務がない(実習生のためにならない)。
 - ・介護実習生など、他の専門資格のための実習生受入れを優先する。
 - ・満足できる実習内容の準備が困難である。
 - ・将来、実習生が(就労)志望する分野・領域と一致していない。
 - ・法人(全体)として受入れており、(単体の)施設としては難しい。
 - ・公的機関が受け入れるべきである。
 - ・法人の方針、業務委託元の方針である。

7 受け入れる実習生に求める知識

実習施設が受け入れる実習生に求める知識(実習前に修得しておくべきこと)について、いくつかの選択肢から3つまで複数回答を求めた。また選択肢の「その他」と回答した場合に自由記述で回答を求めた。

その結果は「表11 受け入れる実習生に求め

る知識」のとおりである。

回答率が高い上位3位までをみると、同列で「コミュニケーションに関する理解」「利用者特性や地域状況に関する理解離」（ともに64.81%、105施設）、これらよりもやや低いポイントで「多職種連携に関する理解」（42.59%、69施設）の順である。

ただし、第3位は第4位の「社会福祉士の役割・責任の理解」（41.36%、67施設）や、第5位「相談援助の技術に関する理解」（39.51%、64施設）と僅差である。

表11 受け入れる実習生に求める知識 (n=162, 3つまで回答)

	回答数	回答率
コミュニケーションに関する理解	105	64.81%
援助関係に関する理解	49	30.25%
利用者特性や地域状況に関する理解	105	64.81%
多職種連携に関する理解	69	42.59%
社会資源に関する理解	26	16.05%
運営管理に関する理解	8	4.94%
社会福祉士の役割・責任の理解	67	41.36%
相談援助の技術に関する理解	64	39.51%
その他	9	5.56%
	162 施設	100% にならない
「その他」として次の回答（自由記述）が示された（類似の回答を集約）。 ・ 現実の業務内容。 ・ 現場の雰囲気。 ・ 社会保障制度の理解。 ・ 利用者の特徴（認知症状など）と対応。 ・ 利用者に対するマナーや接遇。 ・ 人としての社会的常識、一般常識。 ・ 習得した知識を活かしていく姿勢。		

8 現場で実習生に学ばせたい知識

福祉施設が現場で実習生に学ばせたいことについて、いくつかの選択肢から3つまで複数回答を求めた。また選択肢の「その他」と回答した場合に自由記述で回答を求めた。

その結果は「表12 実習生に学ばせたいこと」のとおりである。

回答率が高い上位3位までをみると、「コミュニケーションに関する理解」（56.47%、96施設）、「多職種連携に関する理解」（51.18%、87施設）、これらよりもやや低いポイントで「利用

者特性や地域状況に関する理解」（44.12%、75施設）の順である。

表12 実習生に学ばせたいこと (n=170, 3つまで回答)

	回答数	回答率
コミュニケーションに関する理解	96	56.47%
援助関係に関する理解	58	34.12%
利用者特性や地域状況に関する理解	75	44.12%
多職種連携に関する理解	87	51.18%
社会資源に関する理解	36	21.18%
運営管理に関する理解	6	3.53%
社会福祉士の役割・責任の理解	62	36.47%
相談援助の技術に関する理解	57	33.53%
その他	6	3.53%
	170 施設	100% にならない
「その他」として次の回答（自由記述）が示された（類似の回答を集約）。 ・ 教科書では学べない対人サービス。 ・ 対人サービスに必要なこと。 ・ 業務の実態、（現場に）求められる能力や脂質。 ・ 一般常識。 ・ 知識だけでない人間性。		

9 実習生を受け入れる理由

実習施設が実習生を受け入れる理由について、いくつかの選択肢から3つまで複数回答を求めた。また選択肢の「その他」と回答した場合に自由記述で回答を求めた。

その結果は「表13 実習生を受け入れる理由」のとおりである。

回答率が高い上位3位までで、「将来の職員（人材）を確保したいから」（62.33%、139施設）、「実習生の指導は福祉機関・施設の役割だから」（54.26%、121施設）、「事業内容・取り組みについて知ってもらえる機会になるから」（47.53%、121施設）の順である。

表13 実習生を受け入れる理由 (n=223, 3 つまで回答)

	回答数	回答率
実習生の指導は福祉機関・施設の役割だから	121	54.26%
事業内容・取り組みについて知ってもらえる機会になるから	106	47.53%
将来の職員(人材)を確保したいから	139	62.33%
実習指導職員の成長につながるから	76	34.08%
実習指導職員以外の職員に良い影響を及ぼすから	51	22.87%
利用者等に良い影響を及ぼすから	13	5.83%
社会貢献につながるから	43	19.28%
その他	6	2.69%
	223 施設	100% にならない

「その他」として次の回答(自由記述)が示された(類似の回答を集約)。
 ・所属機関に関わらず後進育成は社会福祉士の役割である。
 ・他者の立場から意見をもらえる。
 ・業務補助や人員不足に充てられる。

10 社会福祉士実習教育に望むことや課題

社会福祉士実習教育に望むことや課題について、自由記入により回答を求めた。

その結果が「表14 社会福祉士実習教育に望むことや課題」である。

表14 社会福祉士実習教育に望むことや課題

分類	望むこと	課題
1. 実習生の資質・特性・姿勢に関する回答	<ul style="list-style-type: none"> ・実習生の能力や特徴について(実習受入れの)事前に教えてもらいたい。(これにより)実習生に合わせた実習を行うことができる。 ・実習生には積極的に意見や質問を述べてほしい。そのためのスキルを身につけてほしい。 ・(実習生には)社会人として一般的なルールを理解してほしい。 ・豊かな発想力を身につけてほしい。 ・「本当の意味で寄り添うことの意味」に悩み、考え、将来の職に就いてほしい。 ・専門職として責任、意識的に行動、自覚(自己覚知)などを培ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「資格をとりたいたけ」で実習意欲のない学生は困る。 ・(挨拶など)社会人としての姿勢、(学生としての)学ぶ意欲、利用者特性の理解、(適切な言葉づかいなど)コミュニケーション、(感想文にならない)事実に基づいた分析や考察ができる)記録のつけ方(を身につけてほしい)。 ・高齢の実習生が多く、若い人の(実習)機会をじゃましている。 ・(実習生自身が)何らかの障害を有していると推察されてきた印象がある。そのうえで、適切な実習を考える必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・(実習機関の種類によって)重視される援助技術の種類や利用者特性が異なる。実習生が将来どのような場で活躍したいのか、何を学びたいのか、リアリティをもって実習に臨んでほしい。 ・資格取得に必要だからという理由だけでなく、目標をもってきてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最近の実習生(の態度)はマニュアル的であるように感じる。(現場指導をする際)ナマの相談援助や実態をどのように学んでもらうか悩む。 ・資格取得の実習ではなく、将来の就職も踏まえて実習先を選定してほしい。
2. 実習前教育に関する回答	<ul style="list-style-type: none"> ・(分野に)共通する事項について理解してほしい。 ・現行制度の内容や問題について座学で学んでほしい。 ・関係(支援)機関との連携について学んでほしい。 ・施設の(制度的)構造や内容を理解するための事前学習が重要である。 ・相談援助は第一印象で決まる。コミュニケーション能力を高めておいてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助技術の機会だけを重視するのではなく、「社会福祉」の根本的な意味や考え方を学べる実習が必要である。 ・医療・看護の知識の習得。
3. 実習施設や業務の独自性・特殊性に関する回答	<ul style="list-style-type: none"> ・座学では学べないこと(対人援助技術や地域との関わり方、実例など)を積極的に学んでほしい。 ・当施設が社会で果たしている役割や機能について理解してほしい。 ・人を支える(という)地域の(役割)感じてほしい。 ・障害者を大切にすることで学んでいけることが多い。 ・里親制度に関する知識・体験・研修。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習生の受入れ以前に(現場で)社会福祉士を確保することが難しい。 ・(実習生の)受入れ体制を整える必要がある。 ・(受入れ施設として、当該分野に特化した)研修は修了しているが、社会福祉士が在職していないため、系統的な指導ができない。 ・社会福祉士は在職していないが専門職の重要性は高まっていると感じる。 ・(業務の特性上、実習生である)第三者の立ち合いに心理的な抵抗が強い。 ・ソーシャルワークよりもケアワークに比重をおいた実習になりがちである。他職種や多分野へのフィールドワーク(多職種・多機関連携やネットワーク)も少なく(充分に)提供できない。

		<p>ため) 実習生は理解しにくい。教育機関で他職種(連携)の見学や映像学習などの機会を提供すれば実習期間中の理解も深まるのでは。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(現場業務に)面談や家庭訪問が多く(実習生を)同行させにくい。ため、実習は座学中心になりがちで、その是非に疑問を感じる。 ・(知的障害など特定分野の)業務に興味を持つ人が少なくなっている。 			
4. 実習生の受入れに関する回答	<ul style="list-style-type: none"> ・(受入れは)現場の刺激になる。 ・(ソーシャルワーク演習で)コミュニケーションや、アセスメントからプランニングまでの(援助過程に関する)理解に(一定の)レベルで臨んでほしい。 ・専門的知識を発揮し、より多くの助言・アドバイスを伝えられると良い。 ・専門教育を(実習)現場で活かしてほしい。 ・学校や生徒間では体験できない、教科書にはない現場や実情を体験してほしい。 ・(実習生の)受入れ側として、現状を整理し、職員が振り返り、実習生から得る気づきなどを大切に思っている。実習生からたくさん質問してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(実習生の)実習日誌に指導者が手書きでコメントや評価を記載することが大変である。 ・実習生の受入れそのものが大変。 ・個人情報(保護)の問題があり、一つ一つの実習で考えなければならないことが負担である。 ・多くの実習生に学んでほしいが、現場指導職員の負担増や指導力などに課題がある。 ・社会福祉士の専門性は短い期間では伝えにくい。 ・実習先で何を学びたいこと、経験したいことなど、具体的な目標があれば、それにそったプログラムが組める。 			
5. 実技・実践・技術に関する回答	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士としての役割や考え方を、援助方法などを理解したうえで、職に就いてほしい。 ・知識だけでなく、現場や(利用者の)家族との中立的な立場で適切な(対応ができる)相談援助技術を身につけてほしい。コミュニケーション技術。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(援助者が)スキルを高めないと利用者の満足は得られない。 ・ソーシャルワークとケアワークの違いが理解されていない。 ・(実習は)ケースワークが中心になりがちでソーシャルワークを学びが得られにくい。 ・介護専門職に比べ社会福祉士資 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・知識と実践を関連づけた理解をしてほしい。 ・多職種連携について学んでほしい。 ・本人の意思決定について学んでほしい。 	<p>格の必要性を感じない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士と介護支援専門員との違いが理解されていない。 ・(施設種別に応じた)現状と将来について、変化に対応し得る技術と知識を求めたい(政策方針の改定、制度改定、自治体の福祉計画・推進計画など)。 ・障害者に対するコミュニケーション力が弱い。 ・(実習施設の種別によっては)バーバル(言語的)コミュニケーションが困難な利用者が存在する。ノンバーバル(非言語的)コミュニケーションの知識と実際に活用できる能力が不十分である。 	
			6. 福祉人材育成、リカレント教育に関する回答	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設における社会福祉士の必要性が伝わる。 ・(実習生は)これから福祉に関わっていく大切な人材であり、できるかぎり協力したい。 ・基本的な知識の習得、制度改正などに関する情報収集を不断に行ってほしい。(職に就いた後も)学習は続いていくものだと心得てほしい。 ・地域に貢献できる人材になること。 ・(回答者自身も養成教育に関わっている経験から)ソーシャルワークを学んだ学生たちが現場にいくとケースワークの視点しかない社会福祉士になってしまう。制度の番人ではなく現場や現行制度に対する批判的視点も必要である。そのため、実習のリフレクション(振り返り)で批判的な視点を加味した教育が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士として地域でどう動いたら良いか、役割や支援方法がわからない若者が多いように感じる。 ・実習生受入れに指導者講習会の受講が要件となっていて壁がある。 ・資格(所持)だけが先行し、中身のならない専門職にならないように。 ・人材確保が難しい状況であり、募集しても人は来ない。次世代育成には、現職の責任で、世の中に必要な職種であることを伝えられると良い。

	<ul style="list-style-type: none"> 福祉を学ぶ機会の提供は将来の福祉充実につながる重要なものである。 	
7. 教育機関と実習施設との連携に関する回答	<ul style="list-style-type: none"> 事前に、実習生の特性や学習目標について、教育機関と受入れが十分に打ち合わせすることで、現場での実習計画を立てやすくなる。 大学の学びと現場の業務とのギャップが少なくなるような実習教育が重要。 実習教育に求めるものを明確に示してもらえると、受入れに関する(当方の)課題がわかる。 実習前に、実習生に受入れ機関がヒアリングし、学びたいこと、掘り下げたいことを共有できると良い。 多様な形態(や種別)の実習機関を(大学が)用意することで、多様な(視点などを修得した)社会福祉士養成につながるのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学(や実習生)で設定した(実習)テーマと実習計画書にズレがあり、対応に苦慮する。実習前の打ち合わせをしっかりと行いたい。 実習期間が大学(や実習生)の都合によるもので、受け入れ態勢がとりにくい。もう少し柔軟にしてほしい。 (受入れに関し)目指すべき方向を共有・一致させるため、実習指導者が作成する実習プログラムなどについて学校と打ち合わせをやりやすくなる必要がある。 実習目的を明確にし、教育機関とこまめな連携を行う必要がある。
8. その他	<ul style="list-style-type: none"> (今回の改正で実習カリキュラムに)追加された課題は何か、実習先に求めるものは何か。 (自治体エリアに不在なため)社会福祉士がいると良いと常々思っている。 イレギュラーなシーン(突発的な事象の発生や急な変化)がある職場のため、座学では学べないことが多い。 コロナ禍であり実習内容に制限が生じる。 コロナ禍で利用者と直接接することが難しい。 福祉現場では人材不足が続いている。現場(の実態)、役割、魅力などが伝わる教育を望んでいる。 現場に負担の少ない実習を行ってほしい。 (現場の)実習指導者の負担軽減を望む。 業務の繁忙期には丁寧な実習生対応が難しい。 実習生受入れ施設が増えていくと良い。 大変さでなくやりがいも感じてほしい。将来、相談員を目指してもらえれば。 相談事業所だけで受入れは難しい。同一法人の他事業所についても理解してもらえるプログラムを立てている。 社会福祉士は直接処遇職員とのかわりも多い。他資格の業務を経験してもらおうことも必要である。 	

<ul style="list-style-type: none"> 資格取得だけでなく、実務ができるようなカリキュラムが必要である。 人材不足で、将来就職してほしい。 社会福祉士の仕事に専念できる環境を確保できないことが課題である。
--

V 考察

調査の結果から、福祉施設のおよそ8割に社会福祉士資格を所有している者が在職し、新規採用においても約半数以上が有資格であることを重視していることから、資格創設から35年余りを経た社会福祉士という資格の認知とその重要性については徐々に認識されてきているといつてよいだろう。

一方で、実習指導者要件を満たす者が在職している施設・機関は半数に届いておらず、資格に対する認知と実際の人材配置との間には、若干の乖離があるといえる。しかし、その要因は人的・時間的なゆとりがないといった回答や業務多忙であるといったことが少なくなく、人材育成に関わりたくても関われない現場の状況がうかがえる。とくに、実習指導者要件を満たすための講習受講については、日程や会場までの距離、費用などが検討されることが多く、受講を予定する職員が勤務時間中となれば業務に支障にきたすことも想定されるために、必ずしも積極的な受講勧奨が行われていない実態も明らかになった。この点については、養成校側としても日程の分散化、あるいは夜間や休日での開催、オンライン化や実習受け入れが可能な施設については、受講料の調整などを行うなどいくつかの工夫すべ気余地が残されているといえる。

また、実習生に求める知識/学ばせたい知識では、「コミュニケーションに関する理解」が高い。とくに、一般的な会話である言語的コミュニケーションから表情などから相手の伝えようとしていることを読み取らなければならない非言語的コミュニケーションの能力については、実習のみではなくソーシャルワーク演習における教育訓練も重要であることが分かる。

最後に、福祉人材養成について、現場の人材確保が難しい状況がある中で、単に資格取得の

ただけに実習に行くのではないという意識を持ち、ソーシャルワークの視点とはないかということから自ら主体的に考えることのできる学生が望まれていることを伺うことができる一方で、養成校側として何ができるのかということについても問われ続けているといえるだろう。

おわりに

まず、この調査に回答して下さった多くの機関・施設に厚くお礼申し上げます。

岐阜県下全域の福祉施設等に対する本調査は、回収率の程度に当初から不安があった。それに反して半数を超える高い回収率を得られたことは、調査チームとしての喜びだけでなく、それぞれの実践現場が社会福祉士養成教育に高い関心・興味を抱いていることの現われとして解釈している。

毎年、約1万人の社会福祉士国家試験合格者が存在し、全国レベルでみれば、人材の量的輩出は一定の成果が表れているように映る。

その一方で、地方人口の著しい自然減や労働力人口の流出、それによる地域産業・経済の衰退といった現象には歯止めがかからず、福祉現場の人材不足・人材確保の難しさも、この流れの中にある。

福祉政策に目を向けると、高齢者分野（介護保険サービス）と障害者分野（障害福祉サービス）にまたがる一部機能（訪問系、通所系、短期入所系サービス）の統合による「共生型サービス」が新設され、改正された社会福祉士制度は「多機関の協働による包括的支援体制」の構築によって、「制度のはざま」問題に対応するための総合的・分野横断的相談支援体制づくりを目的とするものであり、「地域共生社会の実現」に向けた施策として展開されている。

福祉現場では、包括的相談支援体制の構築・展開、地域における重層的支援体制の具現化に対応できる社会福祉士が求められているのである。

人材確保や育成の難しさを抱える中、福祉現場には新たな政策要求に応えることが求められ

ている。これに加え、福祉現場は新型コロナウイルス感染対策に追われ、本学においても、実習継続が危ぶまれた。

こうした中、本調査に多くの回答が寄せられたことを重く受け止めなければならない。

本調査は、本学地域創生研究所の助成によって実施した。研究所は「おもに岐阜県および周辺域における地域の社会経済・生活環境・保健福祉等に関する諸事象を調査研究」することで「地域づくりの活性化と発展に寄与することを目的とする」（地域創生研究所規程第2条）ものである。研究所を有する本学は、社会福祉士養成を担う教育機関であり、「創知資地（知を創り、地に資する）」、「地域に有意の人材を養成する」という社会的使命・教育目的を自認している。ソーシャルワーク実習は、まさに「地域に有意の人材を養成する」ため、地域の福祉施設との連携協力により成立するものである。

本学は福祉実践現場の期待に応えられるよう、自らの使命と責任を強く再認識しなければならない。

6. 資料(調査紙)

社会福祉士実習機関・施設に対する調査のお願い

時下、ますますご清祥のことと存じます。

ご承知のとおり、「地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するため、ソーシャルワークの専門職としての役割を担って行ける実践力を有する社会福祉士を養成する必要」(社会保険審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』平成30年3月)があることから、社会福祉士養成カリキュラムが見直されました。見直しの一つに「実習及び保育の充実」があり、具体的には実習時間が180時間から240時間(60時間増)となりました(2021年4月入学生から適用)。

本学経済学部公共政策学(福祉と健康コース)では、以前から社会福祉士養成に携わっていましたが、今回の見直しに合わせて、本学養成カリキュラムを改正し、より質の高い養成教育に対応しようとしているところです。今回の見直しにより、大学等の教育機関だけでなく、学生が施設や事業所等の現場において実践能力を養うことの重要性はますます高まったといえます。

その一方、社会福祉士養成に関する福祉現場の状況について、その調査結果は多くはありません。そこで、本学の社会福祉士養成に関わる教員3名の共同研究として、「社会福祉士実習機関・施設に関する調査」を実施することになりました。

調査は岐阜県内に所在する600超の事業所にお願いするものです。非常事態宣言は解除されたものの、新型コロナによる影響は引き続き多岐にわたるものと推察いたしますが、ご協力をお願いいたします。ご理解のうえ、ご協力くださいようお願い申し上げます。

なお、回答いただいた機関・施設については、ご希望に応じて、単純集計結果を後日送付させていただきます。また回答データは、すべて統計的に処理し、機関・施設の名称等が分からないようにいたします。研究結果については、学会・研究会等の発表に使用させていただきますので、ご承知おきください。

令和3(2021)年10月

岐阜協立大学 〒503-8550 岐阜県大垣市北方町 5-50
電話(代表) 0584-77-3511

共同研究メンバー 調査代表 後藤康次 E-mail getou@ipc.u.ac.jp
山田啓明 高木博史

社会福祉士実習機関・施設に関する調査(岐阜協立大学)

◆◆◆ 質問には、貴機関・施設の代表者(施設長・管理者など)にご回答ください ◆◆◆

I. 貴機関・施設についてお尋ねします。

質問1 この調査紙は岐阜県内の次の機関・施設に送付しています。貴機関・施設はどれに該当しますか? いずれか一つに○をつけてください。

1. 地域福祉支援センター	2. 特別養護老人ホーム
3. 一般・特定・障害児相談支援事業所	4. 障害者相談所(精神・発達障害を含む)
5. 児童相談所	6. 児童養護施設
7. 障害児入所施設	8. 児童発達支援センター
9. 病院	10. 福祉事務所
11. 社会福祉協議会	
12. その他の福祉施設(施設種別:)	

質問2 貴機関・施設は岐阜県内地域のどこにありますか? いずれか一つに○をつけてください。

1. 岐阜地区区域	2. 西濃地区区域
3. 中濃地区区域	4. 東濃地区区域
5. 飛騨地区区域	

II. 貴機関・施設に就労している社会福祉士についてお尋ねします。

質問3 貴機関・施設に社会福祉士資格の所持者はいますか? どちらか一つに○をつけてください。

1. いる ()	→ 「1」を回答した場合、「質問4」にすべて記入してください。
2. いない ()	→ 「2」を回答した場合、「質問12」にすべて記入してください。

質問4 貴機関・施設では、職員の新採用の際に社会福祉士資格の所持を重視しますか? いずれか一つに○をつけてください。

1. とても重視する
2. どちらかと言えば重視する
3. あまり重視しない
4. まったく重視しない
5. わからない

質問5 貴機関・施設に就労している社会福祉士は「社会福祉士実習指導者講習会」を修了していますか? いずれか一つに○をつけてください。

※「実習指導者」とは、児童福祉法第94条第4号(講習会)の実習施設で実習する期、施設で指導する者のことをいいます。「実習指導者」は社会福祉士取得後、2年以上の指導経験と実習指導をする社会福祉士施設・機関の職場で「社会福祉士実習指導者講習会」を受講し、修了終了後修了証を有する者に認定されます。

社会福祉士資格を有し実習経験3年以上の職員は	→ 「1」を回答した場合、「質問7」にすべて記入してください。
1. 全員が修了している	→ 「2」を回答した場合、「質問11」にすべて記入してください。
2. 一部が修了している	
3. 全員が修了していない	
4. 該当する職員は存在しない	

2

社会福祉士実習機関・施設に関する調査(岐阜協立大学)

質問6 貴機関・施設に就労している社会福祉士に「社会福祉士実習指導者講習会」の受講を勧めたいと考えますか? いずれか一つに○をつけてください。

1. 積極的に勧めたい	→ 選択時 「1」または 「2」を回答した場合、「質問7」にすべて記入してください。
2. どちらかと言えば勧めたい	→ 選択時 「1」または 「2」を回答した場合、その後の「質問12」にすべて記入してください。
3. あまり勧めたくない	
4. まったく勧めたくない	
5. わからない	

「社会福祉士実習指導者講習会」の受講を勧めたくない理由

質問7 貴機関・施設に就労している(今後採用する)社会福祉士に「社会福祉士実習指導者講習会」の受講を勧めた際、どのような検討事項がありますか? いずれか三つまで○をつけてください。

1. 受講料の額	2. 会場までの距離	3. 講習会の日程
4. 講習会の主催組織	5. 講習会のプログラム	6. 使用するテキスト
7. 講師の原簿		
8. その他 ()		

III. 貴機関・施設における実習生(社会福祉士を学ぶ学生)の受け入れについてお尋ねします。

質問8 貴機関・施設では、実習生の受け入れについて、どのように考えますか? いずれか一つに○をつけてください。

1. 積極的に受け入れたい	→ 選択時 「1」または 「2」を回答した場合、「質問9」にすべて記入してください。
2. どちらかと言えば受け入れたい	→ 選択時 「1」または 「2」を回答した場合、「質問12」にすべて記入してください。
3. あまり受け入れたくない	
4. まったく受け入れたくない	
5. わからない	

実習生を受け入れたくない理由

質問9 貴機関・施設では、受け入れる実習生にどのようなことを求めますか? いずれか三つまで○をつけてください。(実際に実習生を指導する職員のご意見を参考にしてお答えください)

1. コミュニケーションに関する理解	2. 援助関係に関する理解
3. 利用者特性や地域状況に関する理解	4. 多職種連携に関する理解
5. 社会資源に関する理解	6. 運営管理に関する理解
7. 社会福祉士の役割・責任の理解	8. 相談援助の技術に関する理解
9. その他 ()	

3

社会福祉士実習機関・施設に関する調査(岐阜協立大学)

質問10 貴機関・施設では、受け入れる実習生にどのようなことを学ばせたいと考えますか? いずれか三つまで○をつけてください。(実際に実習生を指導する職員のご意見を参考にしてお答えください)

1. コミュニケーションに関する理解	2. 援助関係に関する理解
3. 利用者特性や地域状況に関する理解	4. 多職種連携に関する理解
5. 社会資源に関する理解	6. 運営管理に関する理解
7. 社会福祉士の役割や責任の理解	8. 相談援助の技術に関する理解
9. その他 ()	

質問11 貴機関・施設が実習生を受け入れる理由はどうなものですか? いずれか三つまで○をつけてください。

1. 実習生の指導は福祉機関・施設の役割だから
2. 事業内容・取組内容について即ちもらえる機会になるから
3. 将来的な人材(人材)を確保したいから
4. 実習指導職員の成長につながるから
5. 実習指導職員の業務の負担を軽減し、業務を改善しやすくなるから
6. 利用者等にも良い影響を及ぼすから
7. 社会貢献につながるから
8. その他 ()

質問12 社会福祉士実習教育に望むことや懸念について、ご自由にお書きください。

IV. この調査に回答した機関・施設の名称・所在地・回答者等についてお尋ねします。

質問13 貴機関・施設の名称・所在地についてお書きください。

※下部にお書きくださった機関・施設には、この調査の結果を後日送付させていただきます。送附先住所をご記入ください。

機関・施設の名称	
機関・施設の所在地	〒
機関・施設の連絡先	電話
	E-mail
回答した人の職位または職名	

4

【注】

- 1) 厚生労働省社会・援護局長「「社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について」の一部改正について」令和2年3月6日、社援発0306第27号。
- 2) これらの実習施設は次の規定による。

「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」(昭和62年12月15日厚生省告示第203号、最終改正：平成30年3月30日厚生労働省告示第180号。平成20年11月11日社援発第11111001号、最終改正：令和2年3月6日、社援発0306第5号)
- 3) 例えば高齢者福祉分野では、介護保険法に基づく「通所介護」「介護予防通所介護」と老人福祉法による「老人デイサービスセンター」事業を一体的に展開している場合が多い。